

## 下関市ふるさと起業家支援補助金交付要綱

平成 3 0 年 7 月 2 日制定

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市において起業を促進し、地域の活性化を図るため、第 4 条に掲げる社会・地域課題解決事業又は地域振興事業を起業した者に対し、その事業に係る経費の一部を補助する下関市ふるさと起業家支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 目標額を設定の上、インターネットを介して広く不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) クラウドファンディング制度 市がクラウドファンディングを活用してふるさと納税制度（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条の 2 に規定する個人の市民税の控除の特例をいう。以下同じ。）による寄附金（以下「寄附金」という。）を募集し、補助金の財源を調達する制度をいう。

### (補助金の交付対象)

第 3 条 補助金の交付対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次条に掲げる事業を行う者で、第 7 条第 1 項に規定する申請の時点で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住民票を有する個人又は市内に事業所を有する法人（第 9 条第 1 項に規定する事業認定の日（以下「事業認定日」という。）から起算して 3 0 日を経過する日までに、市外から市内に転入する予定の個人（以下「転入予定者」という。）及び市内に事業所を有しない法人で市内に事業所を新設する予定のもの（以下「新設予定法人」という。）を含む。）であること。ただし、個人のうち、当該申請の時点で法人成りを予定しているもの（以下「法人成り予定者」と

いう。)については、事業認定日から起算して30日を経過する日までに当該法人成りを行う予定のものであること。

(2) 市税（転入予定者の場合にあっては下関市及び市内に転入する前の住所地（以下「旧住所地」という。）の市区町村税、新設予定法人にあっては下関市及び市内に事業所を新設する前の本店所在地の市区町村税）を滞納していない者であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象として適当でないと認める者でないこと。

（補助金の交付対象事業）

第4条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、新規に行う事業又は事業開始後5年を経過していない事業であって、次に掲げるものとする。

(1) 社会・地域課題解決事業 子育ての支援、高齢者及び障がい者の支援、環境保護、まちづくりその他市長が社会又は地域の課題解決に資すると認めた事業

(2) 地域振興事業 地域資源の活用、雇用創出その他市長が本市の地域振興に資すると認めた事業

（補助金の交付対象経費）

第5条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る初期投資費用（新しく事業を開始するに当たり要した施設整備費（建物、附属設備等の建築、改造、修繕、賃借等に係る費用をいう。）、機械装置費（機械装置の設計、製造、修繕、購入、リース、レンタル等に係る費用をいう。）及び備品費（備品の購入、リース及びレンタル等に係る費用をいう。）をいう。）及び活動経費（広告宣伝費、消耗品費、業務委託費等をいう。）とする。ただし、資本金、人件費、旅費、食糧費、公租公課、寄附者への返戻品に係る経費（送料を含む。）その他補助対象経費として適切でないと市長が認める経費及び補助対象経費で本市の他の補助制度の適用を受ける経費については、補助対象経費から除く。

（補助金の額）

第6条 補助対象者に交付する補助金の額は、市がクラウドファンディング制度により寄附を受けた総額（以下「寄附総額」という。）から次に掲げる経費に相当する額を控除した額とする。

- (1) クラウドファンディングを運営する事業者（以下「クラウドファンディング事業者」という。）の運用するインターネットサイトに市が寄附金の募集を掲載するために要する費用
- (2) クラウドファンディング制度に応募した者からの寄附金に係るクレジットカードによる支払及び銀行振込支払に係る決済のために市が要する費用
- (3) 市がクラウドファンディング制度により寄附をした者へ受領証を発行し、及び発送するために要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が寄附総額から控除する必要があると認める費用

（補助対象事業の認定の申請）

第7条 補助対象事業の認定を受けようとする補助対象者は、ふるさと起業家支援補助金事業認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 資金計画書（様式第1号の3）
- (3) 個人の場合にあつては住民票（転入予定者の場合にあつては、旧住所地の住民票）及び開業届の写し、法人の場合にあつては履歴事項全部証明書及び定款の写し
- (4) 個人（事業開始初年度の個人を除く。）の場合にあつては直近の確定申告書の写し、法人（事業開始初年度の法人を除く。）の場合にあつては直近の事業年度分の決算書の写し
- (5) 市税滞納なし証明書（転入予定者の場合にあつては下関市及び旧住所地の市区町村税滞納なし証明書、新設予定法人の場合にあつては下関市及び本店住所地の市区町村税滞納なし証明書）（原本に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、開業届を税務署に提出していない個人は、同項第 3 号の開業届の写しについて、事業認定日から起算して 30 日を経過する日までに市長に提出すればよいものとする。

3 次の表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる書類を、同表の右欄に掲げる期限までに市長に提出しなければならない。

|         |                       |                          |
|---------|-----------------------|--------------------------|
| 転入予定者   | 市内への転入後の住民票           | 市内に転入した後、遅滞なく            |
| 法人成り予定者 | 法人化後の履歴事項全部証明書及び定款の写し | 事業認定日から起算して 30 日を経過する日まで |
| 新設予定法人  | 市内に事業所が所在することを確認できる書類 | 市内に事業所を新設した後、遅滞なく        |

4 第 1 項の規定による申請は、1 会計年度中において 1 事業者につき 1 事業に限る。

5 第 1 項の申請書の提出の期限は、会計年度ごとに市長が別に定める。

(下関市ふるさと起業家支援補助金審査委員会の設置)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定により申請された事業について評価を行うため、下関市ふるさと起業家支援補助金審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織、運営、評価の基準その他必要な事項は、市長が別に定める。

(補助対象事業の認定)

第 9 条 市長は、審査会の評価結果により、補助金を交付すべき事業（以下「認定事業」という。）と認定したときは、当該申請を行った補助対象者に対し、ふるさと起業家支援補助金事業認定通知書（様式第 2 号）により、その旨を通知する。

2 市長は、審査会の評価結果により補助金を交付することが適当でないと認めた事業については、当該申請を行った補助対象者に対し、ふるさと起業家支援補助金事業不認定通知書（様式第 3 号）により、その旨を通知する。

3 市長は、第 1 項の規定による事業の認定（以下「事業認定」という。）を行う場合において、必要と認めるときは、事業認定に条件を付することができる。

(認定の辞退)

第 10 条 事業認定を受けた補助対象者（以下「認定事業者」という。）は、認定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめふるさと起業家支援補助金事業認定辞退届出書（様式第 4 号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

(財源の募集)

第 11 条 市長は、事業認定を行ったときは、本市が契約するクラウドファンディング事業者の運用するインターネットサイトに募集期間を定めて認定事業を掲載し、寄附金の募集を行う。

(補助金の交付申請)

第 12 条 認定事業者は、寄附金の募集期間終了後、第 6 条の規定により市が算定した額について確認の上、遅滞なくふるさと起業家支援補助金交付申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 13 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件をふるさと起業家支援補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により、当該申請を行った認定事業者に通知する。

4 市長は、第 1 項の規定による審査により補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨をふるさと起業家支援補助金不交付決定通知書（様式第 7 号）により、当該申請を行った認定事業者に通知する。この場合において、当該通知を受けた認定事業者に係る認定事業は、その認定を取り消されたものとみなす。

(補助金の交付対象期間)

第 1 4 条 補助金の交付の対象とする期間（以下「補助対象期間」という。）は、第 9 条第 1 項の規定による通知を受けた日から当該通知を受けた日の属する会計年度の末日までとする。

(認定事業の変更に係る承認の申請等)

第 1 5 条 第 1 3 条第 3 項の規定による通知を受けた認定事業者（以下「補助対象認定事業者」という。）は、認定事業の内容又は認定事業に要する経費の額若しくは配分を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更しようとする内容について、ふるさと起業家支援補助金変更交付申請書（様式第 8 号）に変更計画書（様式第 8 号の 2）及び変更資金計画書（様式第 8 号の 3）を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更しようとする内容を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

(認定事業の変更承認)

第 1 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、当該変更しようとする内容が適当であると認めるときは変更を承認する内容及び変更後の補助金の額をふるさと起業家支援補助金変更承認通知書（様式第 9 号）により、当該変更しようとする内容が適当でないときに変更を承認しない旨をふるさと起業家支援補助金変更不承認通知書（様式第 1 0 号）により、当該申請を行った補助対象認定事業者に通知する。

(実績報告)

第 1 7 条 補助対象認定事業者は、認定事業が完了したときは、その完了の日から起算して 2 0 日を経過した日又は当該完了した日の属する会計年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、ふるさと起業家支援補助金実績報告書（様式第 1 1 号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施内容報告書（様式第 1 1 号の 2）
- (2) 収支決算書（様式第 1 1 号の 3）
- (3) 認定事業の経過を記載した書類並びに成果を証する書類及び写真
- (4) ふるさと起業家支援補助金事業認定通知書の写し

(5) ふるさと起業家支援補助金交付決定通知書又はふるさと起業家支援補助金変更承認通知書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第 18 条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ふるさと起業家支援補助金交付確定通知書（様式第 12 号）により当該補助対象認定事業者へ通知する。

(是正のための措置)

第 19 条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助対象認定事業者に対して指示することができる。

2 第 17 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の請求)

第 20 条 第 18 条の規定による通知を受けた補助対象認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、ふるさと起業家支援補助金交付請求書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず第 13 条第 3 項の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助対象認定事業者の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする補助対象認定事業者は、ふるさと起業家支援補助金概算払請求書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、第 18 条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び支払いについては第 1 項及び次条第 1 項の規定を準用し、過払があるときは速やかにその額を戻入させるものとする。

(補助金の交付)

第 2 1 条 市長は、前条第 1 項の規定による請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助対象認定事業者に当該請求のあった額を交付するものとする。

2 市長は、前条第 2 項の規定による申請があったときは、これを審査し、認定事業の遂行上特に必要があると認めるときは、交付決定した補助金の額の範囲内で概算払により交付することができる。

(関係書類の整備等)

第 2 2 条 補助対象認定事業者は、認定事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該認定事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保管しなければならない。

(事業認定及び補助金の交付決定の取消し)

第 2 3 条 市長は、補助対象認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助対象認定事業者に係る認定事業の一部又は全部の認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により事業認定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 事業認定及び補助金の交付決定の内容並びにこれらに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 認定事業を中止し、又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が事業認定を取り消すことが適当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により事業認定を取り消した場合、補助金の交付決定を取り消し、及び当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

3 前 2 項の規定は、第 1 8 条の規定による補助金の額の確定があった後においても

適用する。

(財産の処分の制限)

第 2 4 条 補助対象認定事業者は、認定事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象認定事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(報告、検査及び指示)

第 2 5 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象認定事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第 2 2 条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(認定事業の効果の報告)

第 2 6 条 補助対象認定事業者は、第 1 7 条の規定により実績報告書を提出した日の属する月の翌月の初日から起算して 6 月を経過した時点において、認定事業の効果をふるさと起業家支援補助金効果報告書（様式第 1 5 号）により市長に報告しなければならない。

(責務)

第 2 7 条 補助対象認定事業者は、認定事業により製造した商品の試供品の送付、事業所の見学その他の認定事業に寄附を行った者が認定事業への関心が継続する工夫を行わなければならない。

(補則)

第 2 8 条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が指示する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 2 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 1 日から施行する。